

# 【物販出店】

## 日本インドネシア市民友好フェスティバル 2018 マーケットエリア出店要項

「第9回日本—インドネシア市民友好フェスティバル 2018」は、美味しいインドネシア料理、ガムラン演奏、ジャワ舞踊やバリ舞踊などのインドネシア伝統芸能や、アーティストによるインドネシアの最新ミュージックなど、思い切り楽しめるフェスティバルです。多様なインドネシア文化の紹介・日伊の国際交流さらには組合若しくは中小企業同士の関係を深める集客イベントとして 2008 年以来開催してきまして、第 9 回を迎える催事です。

### 【出店概要】

種類	形式	出店料	付帯設備
A	テント出店 A	出店申込料 180,000 円	テント間口 5.4m×奥行 3.6m、机 4 台、電源 20A 蛍光灯 椅子 4 脚
B	テント出店 B	出店申込料 100,000 円	テント間口 3.6m×奥行 3.6m、机 2 台、電源 10A 蛍光灯 椅子 2 脚

※ブースの申し込みは、テント A (数)または テント B (数)でお申し込みください。

※お申し込み後、事務局より請求書を送付します。

※ブースの位置は、後日お知らせします。

※出店申込み契約書を郵送いただくまでは本契約とはなりません

1. 実行委員会から、郵送で決定出店者名を発表します。
2. 出店者は、**2018 年 8 月 25 日**までに、「出店希望」申請第 2 次として行って下さい。
3. その後、ご案内した指定銀行口座にお振込み戴きます。
4. 催事開始前一週間以内の自己責任のキャンセルは、準備の都合上、出店料をお戻しできません。

### 【オプションリース備品の発注に関して】

< オプションリース備品 >ご希望の方は、「オプションリース備品申込書」をご参照・ご記入の上、事務局までお申し込み下さい。提出期限を過ぎてからのお申し込みは、在庫状況により、お受けできない場合がありますので、ご了承下さい。商品代金は、イベント期間中または、終了後に**現地精算**とさせていただきます。

### 【申込み及び出店の条件】

出店申込者は、フェスティバル当日に出店する事業主、経営者または NGO 団体代表者と同一であること。万が一、申込者と出店者が異なっている場合、他社の営業許可証を使用した場合、出店の権利をまた貸しや譲渡した場合は、実行委員会は出店を許可しない権利を有します。

### 【申込方法】

< 出店申請第 2 次 : 2018 年 8 月 25 日までにお願いします >

「出店内容確認書」に必要事項を記入の上、誓約書を添えて事務局まで郵送でお申し込みください。

郵送先 ; 東京都三鷹市中原 2-16-9 G.P.I. 内 日本インドネシア市民友好フェス事務局

FAX; 0422-72-4687

# 【物販】出店内容確認書

提出先：日本—インドネシア市民友好フェスティバル 2018  
 実行委員会 事務局 C.P.I.教育文化交流推進委員会  
 Indonesiafestival2008@gmail.com

申込日：

2018年 月 日

## 1. 基本情報

会社名 (請求書等の宛先)			
出店舗名			
代表者氏名			
住所	〒		
担当者氏名			
連絡先	TEL	FAX	携帯
E-MAIL			
URL			
出 店	A テント ( ) 張      B テント ( ) 張		

## 2. 搬入出車両

1	車 種	ナンバー	運転手氏名	当日連絡先
2	車 種	ナンバー	運転手氏名	当日連絡先

## 3. 販売商品 (別途リストでも結構です)

1	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					
2	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					
3	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					
4	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					
5	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					

# 【物販】誓約書

提出先: 日本—インドネシア市民友好フェスティバル 2018  
実行委員会 事務局 C.P.I.教育文化交流推進委員会  
Indonesiafestival2008@gmail.com

申込日:

2018年 月 日

日本—インドネシア市民友好フェスティバル 2018 実行委員会 御中

## 誓約書

出店募集要項、出店要項を熟読の上、その内容を確認しました。  
出店に伴う事故及び食品販売に起因する 全ての事項については、当社が責任を持って解決致します。主催者に一切の賠償などの請求は行いません。 自社で出たごみは必ず持ち帰り、会場内においては、次の項目を厳守します。

- 出店及び食品・販売行為に関して発生した事故・苦情に対して全ての賠償責任を負います。
- 衛生面に最大限配慮し、事故・苦情等が発生しないように注意します。
- 催事の終了後の売上は正確に申告します。
- 混雑時には、お客様に対応する整理要員を出すことと致します。
- 周囲に対して美観を損ねる、あるいは風紀を乱したりする行為は致しません。
- 出店の終了後に、ゴミはすべて持ち帰ります。(会場内の来場者用ごみ箱には捨てません)
- 出店に必要な書類は、すべて期限までに提出します。
- その他、公園管理事務所、保健所より指示があった場合は、それに従って販売します。
- 付帯のテント横幕やテーブルに損傷を与えないようにします。出店者の方の過失により損傷が生じた場合は、弁償します。  
(テント幕 1 枚/10,000 円、テーブル 1 台/8,000 円)
- 想定外な事故その他の不可避な状況で催事中止に迫られた場合、出店料の返還請求を致しません。

会社名

責任者

ご署名

印